

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会 平成 28 年度 事業計画

公益社団法人としての社会的評価の確立と協会の永続的发展、拡大に向けた事業の推進

当協会は、本年度、設立 10 周年、公益社団法人認定 5 周年を迎えます。この記念すべき年を契機に、看家紹介事業の新たな発展、拡大を目指し、事業の充実、強化に取り組んでまいります。

近年、看家紹介事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

高齢化が一層進行し、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する一方で、出生率の低下に歯止めがかからず、その結果、人口は減少に転じ、労働供給の減少幅は拡大しています。当協会においても、正会員、特別会員の高齢化が進み、また、新規の求職登録者の確保に各紹介所が苦心しています。

こうしたなかで、国は、子育てや介護と仕事が両立しやすくすることにより、結婚、子育ての希望のかなった出生率 1.8、家族の介護のための離職ゼロという二大目標の達成のために「一億総活躍プラン」を策定し、さまざまな政策を推進しています。

また、介護保険制度においては、昨年 4 月から要支援の高齢者に対する訪問介護について市町村による地域支援事業への移行が始まりました。成長戦略では高齢者の生活支援を担う市場や産業を創出し、育成するとされています。

このような動きをビジネスチャンスとしてとらえ、新たな時代に乗り遅れることなく、的確、機敏に看家紹介業が参画していくことが重要となっています。

こうしたことにより、公益の増進と活力ある社会の実現に資することを目的とする公益社団法人の使命を果たすとともに、正会員である紹介事業者の発展と特別会員である家政婦（夫）の就労機会の増大ならびに看家紹介事業への社会的評価の向上を図ってまいります。

本年度は、以上のような基本方針のもとに、次に掲げる重点事項をはじめ、事業の積極的、効果的な実施に取り組んでまいります。

【重点項目】

- 公益目的事業の適正、的確な実施
- 厚生労働大臣認定による家政士検定制度のスタートとこれを基軸とする看家紹介事業の発展戦略の展開
- 介護保険関係事業への参画
- 財政基盤の改善

1. 家庭における高齢者等の介護の重要性に鑑み、介護関係業務に従事する看護師・家政婦（夫）が提供する介護サービス等の向上を図る事業（公益目的「公1」の事業）

(1) 家事支援サービス分野における求人・求職条件等調査事業

「家事支援サービス分野における求人・求職条件等調査事業」を国から受託します。家事支援サービス分野に関し、共働き世帯等のサービス利用者及び求職者それぞれのニーズ・条件等を調査分析するとともに、それらのミスマッチを生じさせている課題等に対する家政婦紹介事業者による解決方法を検討すること等により、労働市場における需給のミスマッチの解消を図るため、学識経験者・家政婦紹介事業者等による検討会の開催、調査の実施、パンフレット・研修テキストの作成、ガイダンス・研修の実施等を行います。

(2) 紹介業トップセミナー

共働き世帯の増加、とりわけ女性のフルタイム就業の拡大等により増大する家政サービス利用の潜在的ニーズを実際の利用に結びつくようにするための方策および家政サービス従事者の確保難の原因を解消し就業希望者を増やし人材養成するための方策をテーマに紹介所長を対象とするセミナーを実施します。

なお、本セミナーは正会員をはじめ、不特定多数の方々に参加されることを期待するとともに、そのための働きかけを行います。

(3) 介護家政サービス向上セミナー

一昨年度は「調理と接遇」、昨年度は「ビジネスマナー」に関するセミナーを実施いたしました。これらは、家政士検定制度の具体的内容となる事項であり、本年度はこのシリーズとして、看護師、家政婦（夫）を対象に「掃除など住生活サービス」に関するセミナーを実施します。

このセミナーは、高齢者や障害者等を家庭内で介護されている方をはじめ、子育て中の方など不特定多数の人々を対象として実施するものであり、多数の方々に参加されることを期待いたします。

(4) 紹介責任者講習の共同実施等

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会の協力を得て、看家紹介事業向けの職業紹介能力向上のための紹介責任者講習をブロック単位で実施してまいります。また、公益財団法人介護労働安定センターが実施する各種研

修、セミナー、講習会等にも積極的に支援協力してまいります。

(5) 介護保険制度に対する対応

昨年 4 月からの介護保険制度の改正に対して、看家紹介業としての参画のための方策を研究し、必要な内容については行政当局への要望などを積極的に行ってまいりましたが、今後も引き続き実施してまいります。成果につきましては、適時、会員紹介所に情報提供をするとともに、必要に応じて研修を実施するなど、実効性のある制度になるように対応して

(6) 家政士検定制度

厚生労働大臣認定の社内検定制度として「家政士検定制度」をスタートします。

一人前の家政婦（夫）が提供するべき家政サービスの基準を定め、基準に達していることを評価するための学科試験及び実技試験を行い、合格者には家政士の資格を付与します。

地方での試験実施のノウハウを蓄積するため、第 1 四半期に兵庫県を会場に京阪神地区で先行実施し、第 3 四半期に全国的規模での実施を目指して取り組みます。このため、試験の細目の検討、受験希望者に対する講習会の開催およびテキストの作成、内外への積極的な広報活動等をすすめます。

また、家政士検定制度により家政婦（夫）の技術、知識等のレベルの保証が実現し、求人者、求職登録者双方の信頼度を高めることができるようになることから、企業の社員福利厚生・生活支援制度への参画、百貨店等が行うコンシェルジュ窓口などの顧客サービスとの提携、大学家政学部や職業能力開発施設との連携など、家政士検定制度を基軸とした看家紹介事業の発展、拡大のための戦略を検討し、会員の皆様の協力の下に可能なものから実施する考えです。

2. 看護師・家政婦（夫）の職業紹介事業が適正に行われることにより、労働力需給の円滑化、雇用の安定に資するための相談及び援助の事業（公益目的「公2」の事業）

(1) 相談・苦情窓口の設置

フリーダイヤル（☎0120-041-817）を事務局に設置し、利用者（求人者）からの各種サービスに関する問い合わせ等に対応するとともに苦情処理についても必要に応じ関係機関の協力を得て問題解決に向けて支援してまいります。なお、これらの貴重なデータは記録として残し、今後の事業運営、研修等に活用してまいります。

また、一人暮らしや認知症状のある高齢者の増加など求人ニーズが多様化するのに伴い、利用者と看護師・家政婦（夫）との間にこれまでと異なるタイプのトラブルや事故がみられるようになってきていることなどから、ヒヤリ・ハットやトラブル、紛争等の事例を収集し、事故、トラブル等の未然防止や的確、円滑な解決に役立つ「ヒヤリ・ハット集」を冊子として取りまとめるとともに、協会ホームページに掲載してまいります。

(2) 賃金不払補償の支援

公益財団法人介護労働安定センターが実施する「賃金不払補償」の適用が受けられ、家政婦（夫）が安心して働けるよう相談・助言等を行います。

また、紹介所や看護師・家政婦（夫）に係る不法行為を行った求人者については、被害の連鎖を防止するための情報提供等の対策を講じます。

3. 看護師・家政婦（夫）の職業紹介事業が適正に行われることにより、労働力需給の円滑化、雇用の安定に資するための調査研究、出版、広報の事業（公益目的「公3」の事業）

(1) 啓発・広報の事業

① 広報事業については、従来から法令遵守や紹介事業の改善、看護師・家政婦（夫）のスキルアップのための情報提供に努めてまいりましたが、今後も情報提供するための媒体を発行してまいります。

また、協会及び事業 PR 用のパンフレット、求人・求職者 DVD 等の業界 PR 用媒体を作成し、これらを積極的に活用し、看家紹介事業が広く社会に周知されるとともに効率よく PR 活動ができるよう充実に努めてまいります。

本年度は、家政士検定制度のスタートに向け、その進捗状況、内容等を正会員および特別会員に適時、適切に情報提供するとともに、報道機関や業界紙をはじめ効果的な対外広報に取り組んでまいります。

さらに、公益社団法人として公益目的事業を積極的に展開し、看家紹介事業を国民により一層理解していただくために、情報誌を全国の市町村の介護福祉関係部局に引き続き配布することにいたします。

- ・ 広報誌「看家広報・はなえみ」毎月発行
- ・ 情報誌「ほほえみ」年4回発行
- ・ 会員向け情報紙「看家協会ニュース」隔月発行

② 協会のホームページにつきましては、さらに活用しやすいようにコンテンツの充実を図ってまいります。

URL <http://www.kanka.or.jp>

③ 当協会の会員である全国のそれぞれの紹介所が、独自の特色や地域の特性を生かしたホームページを作成することにより、潜在している求人ニーズや就労希望に応えられるよう、紹介所独自のホームページの作成、改善の支援をいたします。また、協会のホームページとリンクすることにより、広報事業の効果を増大させることといたします。

(2) 調査研究の事業

官民あげての女性活躍推進に向けた積極的な取り組み、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯の増加等看家紹介事業に対するニーズが増大するなか、

看家紹介事業の利用の拡大を現実のものとするためには、事業の利用メリット、特長等を広く国民や企業に理解、認識していただくとともに、協会内の連絡、情報交換をより緊密なものとし、正会員、特別会員が一致協力してサービスの向上に取り組むことが重要であります。このため、調査研究委員会において「協会の情報戦略のあり方」をテーマとして研究、検討を進めて参ります。

(3) 書類等の出版・販売の事業

職業紹介事業を行うのに必要な法令様式等について、法改正に伴う様式変更や多様化するニーズに対応すべく使い勝手のよい書類等を制作・販売することにより、法令を遵守した事業を展開し、求人者や求職者に安心して紹介所を利用していただけるよう努めます。また、労働局への申請書類の作成代行や助言、指導等のサービスを併せて実施してまいります。

4. 看護師・家政婦（夫）の職業紹介事業が適正に行われるための運営に関する指導、普及、啓発、支援等の事業（公益目的「公4」の事業）

(1) 労災特別加入と労災事務センターの運営事業

紹介所を通じて個人家庭での介護関係業務に就労する家政婦（夫）に対する「労災保険の特別加入」の制度について、周知や加入促進を図るとともに、「労災事務センター」の適正運営に努めてまいります。

さらに、現在は、介護関係業務のみが対象とされている特別加入について、すべての家政婦（夫）が加入できることとなるよう厚生労働省に要請をしており、本年度は、これに向けた実情調査を会員紹介所の協力をいただいで行うこととしています。

(2) 在宅福祉サービスを適正円滑に進めるための支援の事業

① 各種協定に基づく支援事業

業務上により被災された労災年金受給者等に対し、必要とされる介護や家事等の援助サービスが円滑に提供できるよう、関係団体・機関等と協定を締結し、サービスの提供に努めます。

- ・一般財団法人労災サポートセンター（労災年金受給者）
- ・人事院事務総局職員福祉局（国家公務員）
- ・地方公務員災害補償基金（地方公務員）
- ・防衛省人事教育局（防衛省職員）
- ・最高裁判所事務総局人事局（最高裁判所職員）

② ホームヘルパー協定事業

企業の社員が、仕事と家庭での介護や育児とを両立し、安心して仕事を続けていくことができるための制度として、本協定は企業の福利厚生に大きな役割を果たしています。今後、このようなニーズはさらに増加することが見込まれますので、企業に対して積極的に加入促進を働きかけてまいります。

③ 東京都ホームヘルプサービス事業

自治体を実施する「障害者（児）ホームヘルプサービス事業」ならびに「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」に、紹介所を通じて働くホームヘルパーの十分な活用が図られるよう事業実施主体である東京都や自治体に対して要請活動を行い、紹介所の一層の利用促進が図られる

よう努めてまいります。

(3) 施設の貸与の事業

当協会の本部会館及び近畿ブロックセンターの会議室を、当協会が実施する公益目的事業の趣旨に合致したものであることを条件に、会員及び会員以外の者にも低廉な料金で貸し出し、施設の有効利用を促進します。

5. 会員のための福利厚生事業（収益事業等「他1」の事業）

(1) 協会会員の加入促進による組織の拡大

家政婦（夫）を会員とする全国唯一の組織として結成したのは、看家紹介事業者及び家政婦（夫）の力を結集し、看家紹介事業の存在感と社会的評価を高め、家政婦（夫）の働く環境の向上等を図り、もって社会に貢献しようとするものであります。この目的を達成するためにも協会の会員、なかでも特別会員の加入促進は最大の課題であります。

しかしながら、正会員数、特別会員数の減少傾向が続いており、当協会の財政基盤の改善の面からも対応が急務となっております。本年度も引き続き、会員の皆様のご理解、ご協力を得て、正会員、特別会員の加入促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

会費の管理に関する事務処理については、なお一層円滑な事務処理ができるよう努めてまいります。

なお、「会員証」の発行については、目的、内容などについて引き続き検討してまいります。

(2) 表彰制度の充実

当協会における「会長表彰制度」の運営、「職業安定局長表彰」や「厚生労働大臣表彰」の推薦については、正会員である紹介所長並びに特別会員である看護師・家政婦（夫）の使命達成への意欲と職務への誇りを高め、看家紹介事業への社会的評価の向上につながるよう、適正かつ積極的に取り組んでまいります。

(3) 慶弔金品の支給

慶弔金品規程に基づき、正会員、特別会員の慶弔禍福の際に慶弔金品を支給し、福利厚生の実現に努めてまいります。

(4) 各種共済制度の運営

当協会が運営しております、傷害保険及び共済給付（医療費助成）制度につきましては今後とも充実に向けて努めてまいります。昨年度募集を開始いたしましたベビーシッター賠償につきましては、加入促進に努めてまいります。

6. 法人の管理

(1) 協会運営の基盤となる「ブロック協議会」及び「支部」組織の活発な活動への援助

当協会におきましては、全国に10のブロック協議会と50の支部が組織されております。これらの組織を通じて会員の意見等を協会運営に反映させ、必要な意見等は協会の事業として組み立て、全国の協会会員が共通認識を持ち、同じ方向に活動することが重要であります。ブロック協議会及び支部がより活発に活動できるよう工夫するとともに協会の各種事業が円滑に実施できるよう、協会としても連携をより強めてまいります。

(2) 各種会合を通じた協会運営の円滑化

正副会長会議をはじめ、各種委員会を開催し、その議論の方向に従って円滑な協会運営を図ってまいります。「開かれた協会運営」「開かれた議論」を実行してまいります。

会議名	開催数
定時社員総会	1回
理事会	4回（5月、6月、10月、3月）
正副会長会議	毎月1回
委員会合同会議	随時
教育研修委員会	随時
広報委員会	随時
調査研究委員会	随時
ブロック長会議	随時
支部長会議	随時

(3) 事務局体制の整備と職員の意識改革の徹底

看家紹介事業を取り巻く情勢の変化に対応して各事業を円滑、効果的に実施するためには、事務局の体制を整備し、職員一人一人の職務と責任を明確にした上で、個々の職員の資質と職務遂行能力を高めることが喫緊の課題であります。

職員の職務分掌をより明確かつ業務効率の上がるものとなるようにするとともに、職員間の緊密な連携協力に取り組みます。

あわせて、職員の使命は、「正会員」ならびに「特別会員」のためを第一に考え、正会員、特別会員のニーズに真摯に応えること、そのために日々研鑽を積み職務遂行能力の向上に努める必要があることを心から理解し、これらを実行するよう職員の教育、研修に取り組みます。

(4) 情報公開と個人情報の保護

「情報公開規程」及び「個人情報管理規程」に基づき、積極的に情報公開の促進に努めるとともに、個人情報を適切に保護、管理することに努めてまいります。

(5) 協会基本財産の保全と運用財産の執行管理

- ① 協会会館及び近畿ブロックセンターの土地、建物等の保全管理、また、協会基金の保全管理の適正化を図ってまいります。
- ② 運用財産の保全及び執行につきましては、「公益法人会計処理基準」に基づき、積立金の保全管理ならびに平成 28 年度収支予算の適正な執行管理に努めてまいります。
- ③ 協会の財務関係諸規程に基づき、財務管理の透明かつ公正化を図るとともに、予算書、決算書等の財務諸表についても適時見直しを図ってまいります。

(6) 協会の事業運営に係る財政基盤の改善

公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎や技術的能力を有していることは、公益社団法人として当然のことです。公益法人のすべての事業を確実に遂行できる十分な財政基盤があること、適切な経理処理を行う能力を持つ人材がいて、適正な計算書類が作成でき、正確に財産が管理されていること、そして、それらの計算書類等を適正に情報開示することなど必要な条件を満たしていることが重要であります。

公益社団法人への移行認定を受けて以降の収支状況をみると、当期損失で推移しております。このため、一昨年度に「財政プロジェクト」において、協会の経理状況の分析を行い、改善に向けた提言をいただいたところであります。当期損失の要因は、経費の節約を大幅に行うことも必要であります。会員数の減少に歯止めがかからないことが大きな要因の一つであると指摘を受けました。協会の財政基盤の改善を図るためには、効果が期待できない事業の見直しや無駄の排除と合わせ、会員の加入促進が図られる事業、看家

紹介業の活性化が図られる事業を構築することが必要であり、会員の皆様お一人お一人のご理解とご協力をお願いいたします。